

国民健康保険課からのお知らせ

3月から保険証の切り替えが始まります。

2月29日までに国保税を全額納付した世帯については、保険証が3月中に郵送されます。しかし次の場合は、国保課窓口で切り替えることとなります。

- ① 国保税に未納がある世帯
- ② 基地内に住所がある世帯
- ③ 郵便局へ転送届を出している世帯
(保険証は原則、住所地にしか郵送されません。)
- ④ 住所の異動等で手続きの必要がある世帯

*今年の4月以降に学校や施設入所のために住所を市外へ移される方は、遠隔地保険証の交付手続きが必要です。
保険証及び在学、在園等の証明書を必ずご持参のうえ、手続きをしてください。

現在お持ちの保険証は平成24年3

月31日で期限が切れます。切り替えの
手続きをせず、期限切れのまま医療
機関で受診すると全額自己負担とな
りますのでご注意ください。

国保税の納付が困難な方は、納付
相談等を受け付けておりますのでお
早めに国保課窓口までいらしてくだ
さい。

切り替え期間

平成24年3月1日(木)
から30日(金)まで
(土日祝祭日は除く)
午前8時30分から
午後5時15分まで

窓口切り替えする際に必要なもの

- ・ 現在お持ちの保険証
- ・ 身分証 (運転免許証、住民基本台帳カード等)
- ・ 委任状 (別世帯の方が代理で手続きをする場合は委任状が必要で
す。)
- ・ 国保税の領収書 (平成24年3月1
日以降に納付した場合、その領収
書を持参してください。)
- ・ 在学・在園証明書 (今年の4月以
降に学校や施設入所のため住所を
市外へ移される方で、遠隔地保険
証が必要な世帯)

※右記のものを忘れた場合には、保
険証切り替えが出来ないこともあ
りますので、市役所に来所する前
に忘れ物がないかご確認ください。

お問い合わせ

国民健康保険課

☎073-32202



所得の申告について

国保では申告等に基づき所得の判定を行っています。所得が無い
方でも申告等がない場合は、適切な課税ができないばかりでなく、
軽減該当世帯であっても国保税の軽減を受けることができません。

また、高額療養費の支給の際、上位所得者(所得の多い世帯)と
してみなされるため、自己負担額が最高額となり払い戻しが受けら
れない場合がありますので、所得の申告は平成24年3月15日ま
でに必ず行ってください。